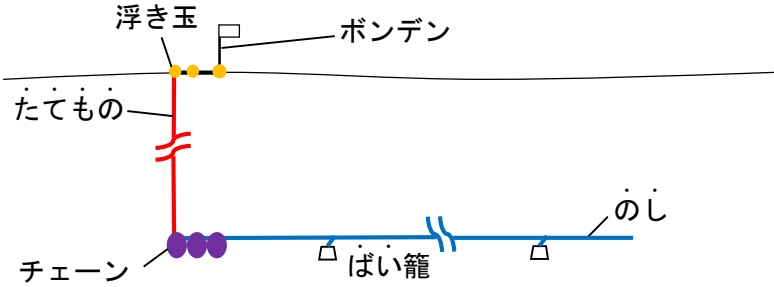


船舶事故調査報告書

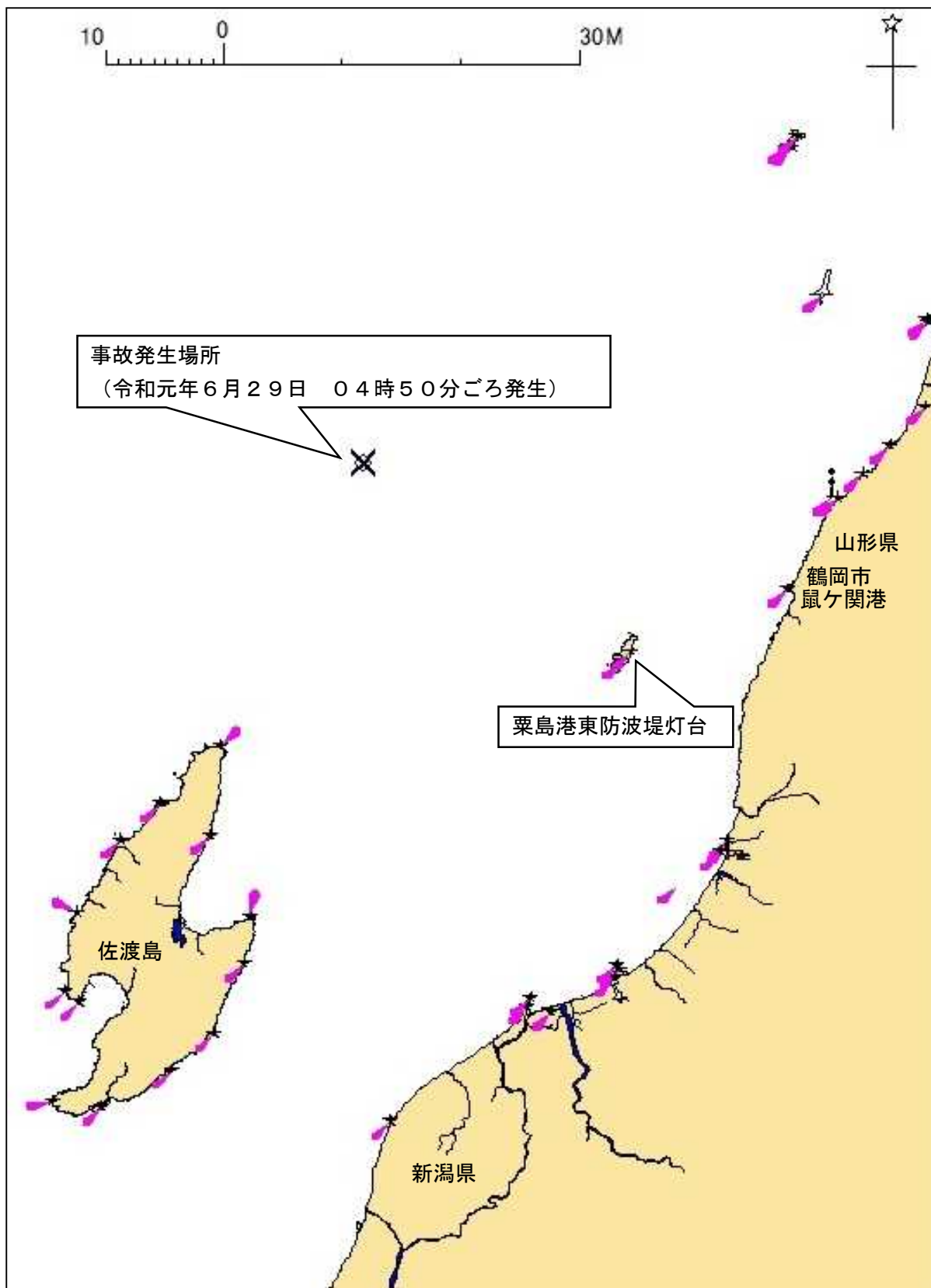
令和元年11月27日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡
発生日時	令和元年6月29日 04時50分ごろ
発生場所	山形県鶴岡市鼠ヶ関港西北西方沖 粟島港東防波堤灯台から真方位305°27.9海里（M）付近 （概位 北緯38°44.1′ 東経138°46.2′）
事故の概要	漁船羽前丸は、ばい籠の揚収作業中、機関長がポールローラに右半身を巻き込まれて死亡した。
事故調査の経過	令和元年8月19日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 羽前丸、14トン YM2-1076（漁船登録番号）、山形県漁業協同組合 16.06m（Lr）×4.55m×1.62m、FRP ディーゼル機関、479kW、平成14年8月21日 第211-17040号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長 男性 52歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成4年11月18日 免許証交付日 平成30年2月6日 （令和5年2月5日まで有効） 機関長 男性 43歳 一級小型船舶操縦士 免許登録日 平成30年5月25日 免許証交付日 平成30年5月25日 （令和5年5月24日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（機関長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南東、風力 2 海象：波向 北北西、波高 約0.5～1.0m 日出時刻：04時22分ごろ
事故の経過	本船は、船長、機関長及び甲板員が乗り組み、令和元年6月28日23時00分ごろばい籠漁を行う目的で鼠ヶ関港を出港し、同港西北

	<p>西方沖の漁場に着いた後、東西方向に仕掛けたばい籠に沿って船首を西方に向け、主機を中立運転の状態とし、船長が、前部甲板でラインホーラにつき、機関長及び甲板員を後部甲板に配置し、29日03時40分ごろ揚収作業を開始した。</p> <p>本船では、船長が、ラインホーラを操作して‘たてものと呼ばれる瀬縄’（以下「たてもの」という。）を巻き上げてから‘ばい籠を繫いだのしと呼ばれる幹縄’（以下「のし」という。）を巻き上げ、ばい籠から漁獲物を取り出し、機関長が、船尾のボールローラを操作してのしを巻き取り、もつれたのしの調整等を行い、甲板員が餌をばい籠に取り付けて船尾部に積む作業に当たっていた。</p> <p>船長は、04時50分ごろ巻き揚げたのしが弛んでいることに気が付き、異常を感じて船尾方を見ると、のしがボールローラから外れ、巻き取られたのしの上に機関長が左半身を下にして倒れているのを発見し、ラインホーラを停止させた。</p> <p>船長は、ボールローラを停止させて機関長に声を掛けたところ、会話が出来る程度にまで意識が回復したものの、吐血して苦しそうな状態であるのを認めた。</p> <p>本船は、船長が、直ちに海上保安庁に救助を要請して揚収作業中ののしを切断した後、粟島方面に向けて航行を開始し、07時33分ごろ来援したヘリコプタによって機関長の吊り上げ救助が行われた。</p> <p>機関長は、病院への搬送中に心肺が停止し、病院に到着後、08時03分ごろ医師により死亡が確認され、死因が右外傷性緊張性気胸と診断された。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図、付図2 本船の状況概略図、写真1 本船、写真2 ボールローラの設置状況、写真3 ボールローラ参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>機関長は、平成23年ごろから本船でばい籠漁に従事してボールローラの操作に当たっていた。</p> <p>本船のボールローラは、右舷船尾側の甲板上高さ約190cmの位置に設置され、油圧駆動式で、付近に設置された操作レバーを起倒することによって、発停を行うことができるようになっており、安全装置が備えられていた。</p> <p>本船のばい籠漁では、たてもの（直径約14～16mm、長さ約1,000～1,300m、合成繊維製）とのし（直径約16mm、長さ約2,500～3,100m、合成繊維製）を連結し、約125個のばい籠を約20～25m間隔でのしに繋げて海底にはわせていた。（図1参照）</p>

	 <p style="text-align: center;">図1 ばい籠漁の概略図</p> <p>機関長は、帽子をかぶり、カッパのズボン、長袖シャツ、ゴム手袋、長靴及び膨脹式救命胴衣を着用していた。</p> <p>甲板員は、本事故発生時、機関長に背を向けて作業を行っており、本事故が発生した瞬間を見ていなかった。</p> <p>船長によれば、のしを巻き揚げる際、ラインホーラの操作とボールローラの操作のタイミングが合っていないとのしが弛んでいくとのことであった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 不明 不明</p> <p>機関長の死因は、右外傷性緊張性気胸であった。</p> <p>本船は、鼠ヶ関港西北西方沖において、ばい籠の揚収作業中、機関長が、のしを巻き取り、もつれたのしの調整等を行っていた際、ボールローラに右半身を巻き込まれたものと考えられるが、目撃者がおらず、巻き込まれた状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、鼠ヶ関港西北西方沖において、ばい籠の揚収作業中、機関長がボールローラに右半身を巻き込まれたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 操業中は、ボールローラに巻き込まれるおそれがあることから、十分に注意しながら作業を行うこと。

付図1 事故発生場所概略図



付図2 本船の状況概略図

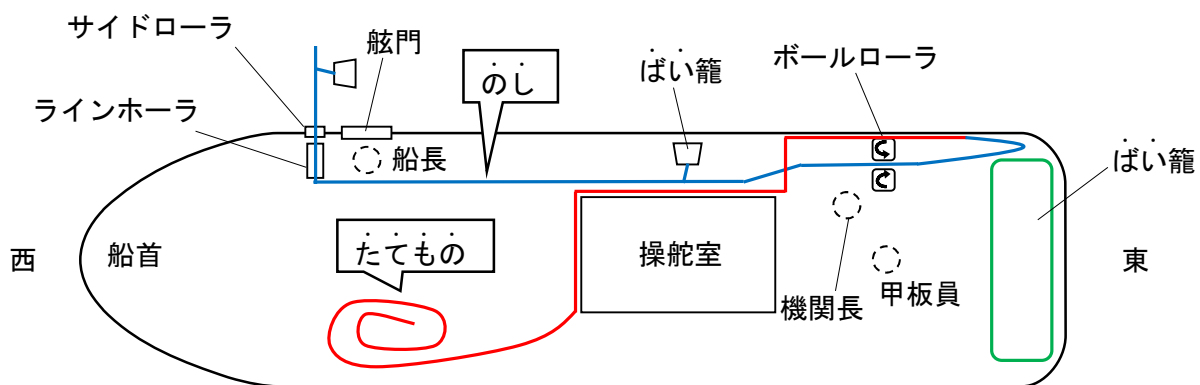


写真1 本船



写真2 ボールローラの設置状況



写真3 ボールローラ

